

議 第 1 号 議 案

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を改正する条例を制定
したいので、別紙のとおり、地方自治法第109条及び富士見市議会会議規則第13
条の規定により、提出します。

平成29年3月2日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会運営委員会委員長 関 野 兼太郎

提 案 理 由

常任委員及び議会運営委員の任期を4年から2年に変更する理由から、富士見市議会
委員会条例の一部を改正する必要性が生じたので、この案を提出します。

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例

富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「4年」を「2年」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

第4条第2項中「議会運営委員会の委員」を「議会運営委員」に改め、同条第3項中「前項の委員」を「議会運営委員」に改める。

第7条第2項中「資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会」を「資格審査特別委員及び懲罰特別委員」に改める。

第8条第4項中「第3条（常任委員の任期）第2項」を「第3条（常任委員の任期）第3項」に改める。

第12条第1項中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「に共に」を「ともに」に改める。

第15条第2項中「審査又は」を「審査し、又は」に改める。

第22条第1項中「）又は」を「）若しくは」に、「その他」を「又は」に、「これを」を「、これを」に改める。

第23条第1項中「、公聴会」を「公聴会」に改め、同条第2項中「、場所及び意見」を「及び場所、意見」に改める。

第25条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第27条の見出し中「委員の」を「委員と」に改める。

第29条第1項中「には」を「場合には」に改め、同条第2項中「、場所及び意見」を「及び場所、意見」に改め、同条第3項中「第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。